

## 第2回草加市特別職報酬等審議会 会議録

### 1 開催日時

令和7年11月7日(金)午前9時から午前10時まで

### 2 開催場所

草加市役所本庁舎8階 災害対策室B

### 3 出席者の氏名

(1) 委員 山下会長、押田委員、金井委員、小林委員、  
高野委員、鳥海委員、山内委員、山崎委員

(2) 事務局 【総務部】集貝部長、飯野副部長

【財政課】亀田課長

【職員課】吉田課長、海老原課長補佐、佐藤課長補佐(兼)給  
与厚生係長、宮川主事、谷嶋主事

### 4 会議の次第

(1) 開会

(2) 審議

・特別職(市長、副市長、病院事業管理者、教育長及び議員等)の期末手当  
の支給割合について

・特別職(市長、副市長、病院事業管理者、教育長及び議員並びに非常勤特  
別職(委員等))の旅費について

(3) 閉会

### 5 公開・非公開の別

公開

### 6 傍聴者数

0人

### 7 審議の結果

(1)期末手当の年間支給割合について、令和7年人事院勧告により国家公務員一般職同様、  
現行の4.60月から4.65月に改定することが妥当。

(2)旅費について、国制度に準じた運用を行ってきた経緯を踏まえ、旅費の種目は国に準じた  
改正を行うこと及び、旅費の額について、国指定職職員と同額を維持することが妥当。

## 8 実施時期

期末手当の年間支給割合について、令和7年12月期支給分から。  
旅費について、令和8年4月1日から。

## 9 審議の概要

詳細な会議録は、市役所情報コーナーで公開する。

草加市特別職報酬等審議会 議事録

<p>日 時 会 場</p>	<p>令和7年11月7日(金) 午前9時から 本庁舎8階 災害対策室B</p>
<p>吉田課長</p>	<p>お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から草加市特別職報酬等審議会を始めさせていただきますと存じます。 本日司会進行を務めさせていただきます、職員課長の吉田でございます。よろしく願いいたします。 まず始めに、資料の確認をさせていただきます。 事前に送付しております「次第」、「委員名簿」、「令和7年度第2回特別職報酬等審議会の資料」としましてA4の資料、A3の資料でございます。 不足はございませんでしょうか。 (本日、小笠原委員、から都合により欠席の連絡をいただいておりますことをご報告申し上げます。また、西方委員が現在、お見えになっておりません。  それでは、次第に従いまして山下会長にご挨拶をお願いしたいと存じます。山下会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>山下会長</p>	<p>委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。 さて、本日は「特別職の期末手当の支給割合について」「特別職の旅費について」、草加市長から審議の要請をいただきましたので、当審議会を開催させていただきました。 今回も委員の皆様から貴重なご意見を頂き、草加市長宛てに適切な答申をしたいと存じますので、本日はよろしく願いいたします。</p>
<p>吉田課長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして諮問の趣旨をご説明する前に、当審議会の意見を聴くことに関しまして条例上の説明をいたします。資料の1ページをご覧ください。 当審議会は草加市特別職報酬等審議会条例第1条により、「市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、草加市特別職報酬等審議会を置く」と定められており、同条例第2条に「市長は、議員報酬及び特別職の職員で非常勤のものの報酬等の額並びに市長、副市長、病院事業管理者及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出するときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。」と定められております。</p>

	<p>今回、審議していただきます案件につきましては、今後議会に提出される予定ですので、あらかじめ当審議会の意見を伺うために、本日委員の皆様にお集まりいただいたものです。</p> <p>それでは、集員総務部長から今回の審議会への諮問の趣旨をご説明いたします。</p> <p>総務部長の集員と申します。</p> <p>本日は山下会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、たいへんお忙しいところ、お集まりいただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、お手元の次第にありますとおり、</p> <p>「特別職の期末手当の支給割合について」「特別職の旅費について」の2つのご審議をお願いするものでございます。</p> <p>ここで言う「特別職」とは、市長、副市長、病院事業管理者、教育長、市議会議員及び非常勤特別職のことでございます。</p> <p>草加市の特別職の期末手当につきましては、例年、人事院勧告により一般職の期末・勤勉手当の支給割合の改正が勧告された後に、報酬等審議会でご審議を賜り、改正しておりました。</p> <p>今年度につきましても、本年8月に人事院勧告が出され、一般職の期末・勤勉手当の支給割合が現行の4.6月から4.65月へ0.05月上げられることから、改めて特別職の期末手当の支給割合について、ご審議をお願いするものでございます。</p> <p>また、特別職の旅費につきましては、令和6年に国において国家公務員等の旅費に関する法律が改正され、旅費の種目や額が変更されたため、本市においても特別職の旅費制度の見直しについて、ご審議をお願いするものでございます。</p> <p>ご審議を賜り改正が必要となりましたら、今後の定例会に提出させていただきたいと考えております。</p> <p>以上のような趣旨でございますので、委員の皆様、審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>集員部長</p>	<p>それでは続きまして、集員部長から市長からの諮問書を提出させていただきます。</p> <p>(山下会長に手渡す。)</p>
<p>吉田課長</p>	<p>それでは続きまして、集員部長から市長からの諮問書を提出させていただきます。</p> <p>(山下会長に手渡す。)</p>
	<p>草加市特別職報酬等審議会 会長 山下 <sup>ゆうほ</sup>裕歩 様</p> <p>次の事項について、草加市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づ</p>

<p>吉田課長</p>	<p>き、諮問します。</p> <p>諮問事項</p> <p>①特別職(市長、副市長、病院事業管理者、教育長及び議員)の期末手当の支給割合について</p> <p>②特別職(市長、副市長、病院事業管理者、教育長及び議員並びに非常勤特別職(委員等))の旅費について」</p> <p>令和7年10月31日 草加市長 瀬戸百合子 代読</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>各委員の皆様には、コピーを配布させていただきます。 (他の委員にコピーを配布する。)</p> <p>それでは、審議会の議事に入らせていただきます。</p> <p>議事の進行につきましては、草加市特別職報酬等審議会条例第6条の規定により、議長を山下会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>山下会長、よろしく願いいたします。</p>
<p>山下会長</p>	<p>ただ今、諮問書を頂戴いたしました。</p> <p>また、皆様のお手元にもコピーが渡っていると存じます。</p> <p>それでは、諮問事項1つ目「特別職の期末手当の支給割合について」審議したいと思えます。</p> <p>まず、事務局から草加市の財政状況について説明があるとのことですので、それでは説明をお願いします。</p>
<p>吉田課長</p>	<p>以前の報酬等審議会で、委員の皆様から「審議をするにあたり、草加市の財政状況について知りたい」というご意見を頂戴いたしましたので、本日は、亀田財政課長から草加市の財政状況についてご説明申し上げます。</p>
<p>亀田課長</p>	<p>(他の委員に資料を配布する。)</p> <p>財政課長の亀田と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>私の方からは、本市の財政状況について、令和6年度草加市財政白書に基づき簡単に説明させていただきます。</p> <p>初めに、一般会計の歳入歳出の状況でございます。</p> <p>歳入決算額は958億3,943万円で、収入率は97.1%、歳出決算額は912億4,912万円で、執行率は92.5%となりました。</p> <p>歳入では、税収を確保するため徴収率の向上などの努力を行い、歳出では、事務事業の適正な執行により執行率を抑える努力をし、お預かりした税を大切に使いながら財政運営を行ってまいりました。</p> <p>次に、いわば市の借金である市債残高の状況でございます。</p>

市の全会計の市債残高合計は、942億3,158万円で、前年度から△52億4,121万円の減となりました。

市債残高のピークは平成16年度で、その後減少し、令和2年度から一時増加傾向に転じましたが、現在は減少傾向にあります。

次に、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政健全化判断比率の状況でございます。

市の主要な会計である一般会計に生じている赤字の比率を表す実質赤字比率と、特別会計や企業会計も含めた市の全会計に生じている赤字の比率を表す連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字の状況でございます。

市債の返済額の大きさと財政規模の割合を示す実質公債費比率と、市債残高等、市の負債の大きさと財政規模の割合を示す将来負担比率につきましては、いずれも早期健全化基準を下回っている状況でございます。

しかしながら、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、前年度から黒字額が減少しており、実質公債費比率は、近年数値の上昇が続いております。また、将来負担比率は県内市平均や同規模団体の平均と比べ高い数値となっており、油断はできない状況であると考えております。

次に、財政の硬直化の度合いを示す経常収支比率は、100.7%となっております。近年の物価高騰、労務費の上昇などを受け、全国的に数値が上がってきている状況ではございますが、その中でも本市は高い水準にございますことから、これまでのやり方を見直すなど、歳出の適正化に向けて引き続き取り組んでまいります。

最後になりますが、現在編成中の令和8年度予算の状況について少し触れさせていただきますと、税金については11億円程度の増を見込んでおります。以上でございます。

山下会長

財政課長から草加市の財政状況について説明していただきました。  
次に今回の審議資料について、事務局から説明をお願いします。

佐藤補佐

[給与勧告の概要]

それでは、今回の審議内容であります特別職の期末手当の支給割合についてご説明いたします。資料の3ページをご覧ください。

こちらは本年8月7日に出されました人事院勧告の概要でございます。人事院勧告とは、労働基本権制約の代償措置として、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告されるものでございます。

続いて4ページ・5ページをご覧ください。今回の勧告における給与改定の主な内容が記載されております。

この概要の中で、本日の審議内容に関わる部分につきましては、ボーナスの引き上げでございます。期末・勤勉手当を0.025月分ずつ引き上げ、合わせて0.05月分引き上げるとされております。なお、この改定は令和7年4月に遡るも

ので、令和7年度につきましては、6月の期末勤勉手当は支給済みですので、0.05月分を12月分に上乘せするものです。

特別職は勤勉手当がないため、本日は期末手当の支給割合についてご審議いただくこととなっております。

[閣議決定及び副大臣通知が11月7日までになかったため(「参考」令和6年度副大臣通知・閣議決定資料配布)]

なお、総務副大臣通知及び閣議決定が例年10月下旬になされますが、本日まで通知及び閣議決定がされておられませんので、参考までに昨年の総務副大臣通知及び閣議決定の資料をお配りさせていただきました。

例年総務副大臣では、閣議決定の趣旨に沿って、適切に対処するよう要請されております。

また、閣議決定では、特別職の国家公務員の給与について、一般職の官職との均衡、特別職の官職相互の均衡等を考慮して定めることが適切であると明記されております。

本日諮問に諮り、答申をいただく形になるかと思いますが、総務副大臣通知及び閣議決定がされるか引き続き注視して参ります。

[支給割合の変遷]

次に2ページにお戻りください。こちらは、人事院勧告と草加市の特別職及び一般職の期末手当等の支給割合の変遷を平成26年度からまとめたものでございます。ご覧の通り、特別職及び一般職ともに人事院勧告に準じた支給割合となっております。

続きまして、大きいA3の資料をご覧ください。こちらは、今回の人事院勧告に伴い、他市の状況を調査したものでございます。各項目について、順に埼玉県内人口10万人以上の市、県内人口10万人未満の市、県外の施行時特例市と当市を比較した状況をまとめたものでございます。

下の方にページ番号をふっており、1ページから3ページまでが一般会計予算額等をまとめたものです。

続きまして、4ページから6ページまでが、市長、副市長、教育長の減額していない条例に基づいた給料月額、期末手当、年収をまとめたものでございます。

続きまして、7ページから9ページまでが、市長、副市長、教育長の給料減額状況を調査したものでございます。なお、減額している内容は、一番右の欄に記載しており、草加市を除く、県内39市のうち、6市が減額しており、減額の理由は、いずれの市も市長公約もしくは行財政改革によるものとなっております。

なお、草加市についても、財政状況を鑑み、「市長の給与の特例に関する条例」を令和7年4月から施行しております。この条例により、市長は10%が減額

	<p>となっております。</p> <p>次に10ページから12ページまでが議員の報酬月額等を調査したものでございます。</p> <p>次に13ページから15ページまでが今年度の特別職期末手当の支給割合改定状況について調査したものでございます。13ページ、14ページに県内の状況をまとめておりますが、県内草加市を除いた39市のうち、34市が「改定予定あり」であり、4市が「未定」であり、1市が「改定予定なし」となっております。「改定予定あり」の市の多くが人事院勧告に準じた支給割合に改定予定となっております。</p> <p>こちらも併せてご確認いただければと存じます。 説明は以上となります。</p>
山下会長	<p>事務局から資料の説明をしていただきました。昨年度は人事院勧告に基づいて、一般職と同様に特別職も0.1月分引き上げ、4.60月としています。令和7年度の特別職の期末手当の支給割合について、これから当審議会で審議したいと思います。</p> <p>事務局は、なにか事務局案はありますか。</p>
佐藤補佐	<p>例年は人事院勧告と同内容を事務局案としておりますが、今回につきましては、市長からも委員の皆様の率直なご意見をいただきたいという意向もあるため、事務局案はございません。</p>
山下会長	<p>今回、事務局案はないということですが、今まで国の改定と同様に改定をしていますが、参考に国と同じとした場合について説明していただけますか？</p>
佐藤補佐	<p>今回の場合ですと、国と同様の場合、特別職についても支給割合を0.05月分引き上げ、4.65月となり、改正時期は令和7年12月の期末手当からとなります。</p>
山下会長	<p>国と同様の改定とした場合ですと、一般職と同様に特別職の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、4.65月になるとのことですが、その場合の影響額はいくらですか。</p>
佐藤補佐	<p>(資料を配布する)</p> <p>市長等の給料及び期末手当の改定影響額は、現行の支給割合4.6月と人事院勧告に基づいた4.65月で期末手当を計算し、年間の支給額の合計を試算し、差額を出してみたものです。今年度の影響額は市長の給料を10%減額</p>

	<p>しておりますので、985,320 円となります。</p> <p>なお、10%の減額がなかった場合は、991,560 円となります。</p>
山下会長	<p>ここ数年続けて人事院勧告に基づいて期末手当の支給割合を改定している状況ですが、委員の皆様、ご意見、ご質問ございますか。</p>
鳥海委員	<p>【質疑応答等】</p> <p>市長が今年度10%減額している理由はなんですか。公約ではなかったですね。</p>
佐藤補佐	<p>公約ではなく、財政状況を鑑みて、自ら判断されたものでございます。なお、減額の割合につきましては、年毎に判断しているものでございます。</p>
金井委員	<p>10%減額とありますが、A3資料9ページの減額の内容には30%と記載がありますがどちらが正しいですか。また、市長と副市長がほぼ同額であるが、他市と比べて、バランスはどうですか。</p>
佐藤補佐	<p>申し訳ございません、A3資料の記載ミスでございます。</p>
山下会長	<p>市長副市長の給与についての他市とのバランスですが、他市は減額をしている自治体が少なく、市長と副市長との差は大きいです。</p>
金井委員	<p>令和6年度は市長と副市長の収入が逆転していましたよね。</p>
山下会長	<p>そこは市長の考えで減額の割合を高くしていたのだと思います。</p>
金井委員	<p>自ら減額を行っているのは評価できると思います。</p>
山崎委員	<p>白書で黒字が好転しているとのことですが、好転している一番の要因は何ですか。</p>
亀田課長	<p>黒字が好転しているという表現が良くなかったと思いますが、全体で見ると黒字「率」は減少しております。税金は増加しておりますが、それよりも支出が増加した分、黒字率が減少しているためです。</p>
山崎委員	<p>税金増加の主な要因は何ですか。</p>
亀田課長	<p>市民税です。令和5年度に比べると、市民税が5億円下がっておりますが、国</p>

	からの交付金が11億入り、全体では6億円税収が上がっております。
山崎委員	一般職員は人事院勧告を元に改定しますか？
佐藤補佐	人事院勧告に基づき、0.05上げる予定です。
山下会長	税収の影響や市長等が減額するかしないかで、0.05月を上げない理由にならないのではないのでしょうか。
山崎委員	産業界を代表して述べたいのですが、期末手当の引き上げはやぶさかではないのではないのでしょうか。あとは、市長の判断にお任せしたいと個人的には思います。
高野委員	市長が我々の判断に任せるという発言が残念ではありますが、近隣自治体が上げるのに草加市だけ上げないのは違うと思うので、上げていいのではないのでしょうか。
金井委員	労働組合代表として述べますと、賃上げが物価高騰に追い付いていないことから、行政が率先して賃上げする必要があるのではないのでしょうか。また、他市は新型コロナウイルス以降だいぶ減額しなくなっている中、現状草加市は減額しているのは評価できるのではないのでしょうか。
山下会長	審議会として意見をまとめたいと思いますが、特別職の期末手当の支給割合については、4.65月とし、改定時期は令和7年12月の期末手当支給分からとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	【同意する】
山下会長	ありがとうございます。 それでは、諮問事項2つ目「特別職の旅費について」審議したいと思います。 事務局から説明をお願いします。
佐藤補佐	それでは審議内容2つ目の「特別職の旅費について」、ご説明いたします。 まず最初に、旅費制度の概要について、簡単にご説明いたします。 旅費とは、特別職が公務のため出張した際に必要となる費用を弁償する経費を市が実費相当額で弁償するためのものです。給与や報酬とは異なり「公務のためにかかった費用を弁償する」といった性格の経費になります。 資料6ページをご覧ください。

今回ご審議いただく経緯としては、令和6年の国の旅費制度改正があります。この改正で国家公務員の旅費の支給方法が従来の宿泊料などの定額支給制から実費支給制へと改められ、公費の適正化が図られました。

資料下段「3 改正内容の概要」に国の改正内容の概要を記載しております。こちらの中で改正の影響が大きい、

①旅費種目の改正

③日当を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための宿泊手当を新設

④宿泊費の定額制を改め、上限付き実費額支給に変更  
についてご説明させていただきます。

資料7ページ「国の旅費種目の改正一覧」をご覧ください。こちらの資料には改正前と改正後の旅費の種目と、旅費の額が定額または実費なのかを記載しています。上段表の下から3行目に記載されている日当についてですが、これまで出張1日につき支給されていた「日当」は廃止となり、新たに宿泊1夜につき支給される宿泊手当が新設されました。

その下に記載してあります、「宿泊料」については、名称が「宿泊費」に改められ、これまで定額で支給されていたものが、都道府県ごとに設定された上限額の範囲内で実費支給することに改められました。（※上限額一覧表は10ページ参照）

資料9ページをご覧ください。こちらは内国旅行における国家公務員の職務区分ごとの旅費の比較表になっております。国家公務員の旅費の額は、「内閣総理大臣等」、「指定職職員」、「一般職職員」の3区分に分けられており職務職責に応じて支給額が異なります。

以上の改正内容の具体例を資料下段に記載しておりますのでご覧ください。国の指定職職員が東京駅から名古屋へ1泊2日が出張するケースでは、改正前は、実費分の交通費 21,120 円、定額分の宿泊料 14,800 円、日当につきましては出張 2 日に対して支給されますので、3,000 円×2 日分で 6,000 円、合計 41,920 円になります。

改正後は、実費分の交通費 21,120 円、宿泊費につきましては愛知県の宿泊費上限額である 15,000 円、宿泊手当につきましては 1 夜分の 2,400 円、合計 38,520 円になり、改正前と比較すると最大で 3,400 円の減となります。

また、資料11～13ページに国と草加市の旅費制度の内容をまとめておりますので、参考にさせていただければと存じます。

国の改定内容の説明は以上になります。こちらの内容を踏まえご審議いただければと思います。

山下会長

事務局から資料の説明をしていただきました。国の法改正で旅費の種目が変わ

<p>佐藤補佐</p>	<p>更となり支給方法についても定額から実費に変更となったということでした。  それでは特別職の旅費について、これから当審議会で審議したいと思いません。事務局は、なにか事務局案を考えていますか。</p> <p>はい、まず初めに資料を配布させていただきます。  (事務局案を配布する)</p> <p>ただいま配布した資料は、改正の事務局案と現行の条例の抜粋です。  それでは事務局案をご説明いたします。</p> <p>本市の旅費制度はこれまで国制度に準じた運用を行ってまいりました。旅費の額については国と同様に、特別職と一般職で旅費の額に差を設けており、現行の条例では特別職の旅費の額を「国の指定職職員の額」としております。特別職の旅費について、法改正後の対応方針を県内他市に調査した結果を事務局案の中段下あたりに記載しております。「その他・未定」と回答したものを除きますと、「指定職職員の額」と回答した市が最も多い結果でした。</p> <p>以上の内容を踏まえまして、事務局としては、旅費の種目は国に準じた改正を行い、旅費の額については、国の指定職職員と同額を維持させていただきたいと考えております。</p> <p>また、国と同様の改正を行った場合、令和6年度決算額ベースで約37万6千円の減額が見込まれます。</p> <p>なお、実施の時期は令和8年4月1日からを想定しています。  ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
<p>山下会長</p>	<p>事務局案は、旅費の種目は国に準じた改正を行い、旅費の額については、国指定職職員と同額を維持するというこのようです。  委員の皆様、ご意見、ご質問ございますか。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>【質疑応答等】</p> <p>日当が廃止になり宿泊手当が新設されるということですが、宿泊手当は2,400円で固定額ですか。</p>
<p>佐藤補佐</p>	<p>1夜につき2,400円固定になります。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>こちらは一般職員も同じという認識でよろしいでしょうか。</p>
<p>佐藤補佐</p>	<p>一般職員についても同様に、令和8年度より国に準じた改正を行う予定です。</p>
<p>鳥海委員</p>	<p>宿泊基準額について、東京都や埼玉県が一番高いのはなぜですか。</p>

佐藤補佐	こちらにつきましては国で定めているものになりますが、都道府県でかかる宿泊費用から算出されているものと考えられますので、ホテルの多さですとか、そういったもことも影響しているのかと思われます。
高野委員	あくまでここに書かれているのは上限額ですよ。その中での実費ということですよ。
佐藤補佐	はい。
山下会長	草加市の場合は、東京都や埼玉県に出張して宿泊することはそんなないですよ。
集貝部長	はい。草加市の場合ですと、もっと遠距離の関西などが対象になってくると思います。
山下会長	今回日当を廃止するというので、資料に日当は「昼食代を含む諸雑費及び目的地内を巡回するための交通費を賄う旅費」と書かれていますが、昼食代が出されないということは分からなくもないですが、交通費については、例えば名古屋の例で言うと、名古屋市内を地下鉄で移動してかかった交通費が日当の中に含まれていたということですか。
佐藤補佐	日当が創設された当時は、先ほどの例でいうと名古屋市内をバスや地下鉄で移動した際にかかる交通費を精算することが困難だったので日当の中に含まれていたようですが、現在は簡単に金額の確認ができ、実費支給が可能となったため、日当というのが時代に合わなくなったということで廃止となりました。
山下会長	現地の移動費用も交通費で支給されているということですね。
佐藤補佐	はい。
山下会長	審議会として意見をまとめたいと思いますが、特別職の旅費については、旅費の種目は国に準じた改正を行い、旅費の額については、国指定職職員と同額を維持するという事務局案のとおりでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。また、実施の時期も令和8年4月1日からとする事務局案でよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	【同意する】

山下会長	<p>これで本日予定しておりました諮問事項についての審議は終了しました。</p> <p>本日の諮問事項につきましては、草加市長宛てに答申書を提出しますが、審議結果のとりまとめ及び答申書の作成につきましては、皆様のご意見等を踏まえまして、私と事務局で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	【同意する】
山下会長	<p>ありがとうございます。答申書の写しは、後日、事務局から皆様に郵送いたします。</p> <p>なお、本日の審議会の議事録を作成するにあたりまして、委員のうち、お二人に議事録署名人をお願いしたいと思います。選任につきましては、誠に勝手ではございますが、高野(タカノ)委員と山崎(ヤマザキ)委員をお願いしたいと思います。お引き受けいただけますでしょうか。</p>
高野委員・ 山崎委員	【同意する】
山下会長	ありがとうございます。それでは、本日の全ての議事が終了したため、会の進行を事務局にお返しします。
吉田課長	山下会長、議事を進行していただきありがとうございました。最後に集貝総務部長よりご挨拶申し上げます。
集貝部長	<p>閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>山下会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、本日の審議会において活発なご議論を賜りまして誠にありがとうございました。</p> <p>今回、市長から諮問させていただきました、諮問事項の「特別職の期末手当の支給割合について」は、人事院勧告に基づいた支給割合として0.05月分引き上げた4.65月という答申を、また、「特別職の旅費について」は、旅費種目は国に準じた改正を行い、旅費の額は国指定職職員の額に維持するという答申をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今後は、一般職の組合交渉の進捗も踏まえた上で、市議会12月定例会に議案を提出する予定で、手続きを進めてまいります。</p> <p>また、話は変わりますが、委員の皆様の任期につきましては、今年の12月31日で満了となりますので、現委員の皆さんにご審議頂くのは、今回が最後になります。</p>

吉田課長	<p>これまで委員の皆様には、貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>既に推薦団体を通じて次期委員の推薦をお願いさせていただいておりますが、新委員の任期につきましては令和8年1月1日から2年間としてお願いをさせていただく予定でございます。</p> <p>引き続きお引き受けいただきます委員の方におかれましては、今後ともよろしくお願い致します。</p> <p>私からのご挨拶は、以上でございます。</p> <p>以上で草加市特別職報酬等審議会を閉会とさせていただきます。 本日は長時間に渡り誠にありがとうございました。</p>
------	---

令和7年 月 日

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_